

建築基準関係規定（建築確認対象法令）に関する許可の標準処理期間（都市計画局関係）

関係法令	内容	標準処理期間	所管課
都市計画法第53条	都市計画施設等の区域内における建築に係る許可	2週間	都市計画課 075-222-3505
屋外広告物法 京都市屋外広告物等に関する条例	屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に係る許可	おおむね2週間	広告景観づくり推進室 075-708-7690
都市計画法第29条	開発行為の許可	おおむね3週間	開発指導課 075-222-3558
都市計画法第42条	開発区域内の新築等の許可	おおむね3週間	開発指導課 075-222-3558
都市計画法第43条	市街化調整区域内の建築許可	おおむね3週間	開発指導課 075-222-3558
宅地造成等規制法第8条第1項	宅地造成に関する工事の許可	おおむね3週間	開発指導課 075-222-3558
宅地造成等規制法第12条第1項	宅地造成に関する工事の変更の許可	おおむね2週間	開発指導課 075-222-3558
建築基準法 第43条第1項ただし書	接道の特例許可	58日	建築指導課 075-222-3620
建築基準法 第44条第1項第2号	道路内建築物（バス停の上家等）の許可	58日	建築指導課 075-222-3620
建築基準法 第44条第1項第4号	道路内建築物（公共用歩廊及び道路上空通路）の許可	58日	建築指導課 075-222-3620
建築基準法 第48条第1項から第12項までの各ただし書	用途の許可	88日	建築指導課 075-222-3620
建築基準法 第51条ただし書	卸売市場等の位置の許可	91日	建築指導課 075-222-3620
建築基準法 第52条第14項第1号	大規模な機械室等を有する建築物の容積率緩和の許可	58日	建築指導課 075-222-3620
建築基準法 第55条第2項	第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内の建築物の 高さの認定	21日	建築指導課 075-222-3620
建築基準法 法第56条の2第1項ただし書	日影の許可	58日	建築指導課 075-222-3620
建築基準法 第59条の2第1項	総合設計制度による許可	58日	建築指導課 075-222-3620
建築基準法 第85条第5項	仮設建築物の許可	15日	建築指導課 075-222-3620
建築基準法 第86条第1項	総合的設計による一団地認定	21日	建築指導課 075-222-3620
建築基準法 第86条第2項	連担建築物設計制度の認定	21日	建築指導課 075-222-3620
建築基準法 第86条の2第1項	一団地認定又は連担建築物設計制度の区域内における増築の認定	21日	建築指導課 075-222-3620
建築基準法 第86条の5第2項	一団地認定又は連担建築物設計制度の認定の取消しの認定	21日	建築指導課 075-222-3620
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第14条第1項から第3項	特別特定建築物の建築主等の基準適合義務（協議）	30日	建築審査課 075-222-3616

※個別の内容ごとに判断する例外的な許可、認定や、審議会に諮る必要がある案件等、標準処理期間の設定が困難であるものを除く。

建築基準関係規定（建築確認対象法令）以外に関する許認可の標準処理期間（都市計画局関係）

関係法令	内容	標準処理期間	所管課
都市計画法第65条	都市計画施設の事業区域内における建築に係る許可	2週間	都市計画課 075-222-3505
生産緑地法第8条	生産緑地地区内における行為に係る許可	2週間	都市計画課 075-222-3505
京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例	特定の対象建築物等の建築等における基準適合義務（協議）	30日	建築審査課 075-222-3616
景観法第16条	景観計画区域（建造物修景地区）内における勧告	30日 （法定処理期間）	景観政策課 075-222-3474
景観法第63条	景観地区（美観地区・美観形成地区）内における認定	30日 （法定処理期間）	景観政策課 075-222-3474
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第8条第1項	歴史的風土特別保存地区内における許可	28日	風致保全課 075-222-3475
都市緑地法第14条第1項	特別緑地保全地区内における許可	28日	風致保全課 075-222-3475
京都市風致地区条例第2条	風致地区内における許可	21日	風致保全課 075-222-3475
	風致地区内における許可 （同条例第5条各号ただし書きの適用が必要な場合）	28日	風致保全課 075-222-3475
	風致地区内における許可の変更	14日	風致保全課 075-222-3475
京都市自然風景保全条例第9条	自然風景保全地区内における許可	21日	風致保全課 075-222-3475
	自然風景保全地区内における許可 （同条例第12条各号ただし書きの適用が必要な場合）	28日	風致保全課 075-222-3475
京都市自然風景保全条例第14条	自然風景保全地区内における許可の変更	21日	風致保全課 075-222-3475
都市計画法第35条の2	開発行為の変更許可	おおむね2週間	開発指導課 075-222-3558
都市計画法第37条	工事完了公告前の建築承認	おおむね2週間	開発指導課 075-222-3558
都市計画法第45条	開発許可に基づく地位の承継の承認	おおむね2週間	開発指導課 075-222-3558
砂利採取法第16条	砂利採取計画の認可	60日	開発指導課 075-222-3558
砂利採取法第20条	砂利採取計画の変更の認可	60日	開発指導課 075-222-3558
採石法第33条	採石採取計画の認可	60日	開発指導課 075-222-3558
採石法第33条の5	採石採取計画の変更の認可	60日	開発指導課 075-222-3558

※個別の内容ごとに判断する例外的な許可、認定や、審議会に諮る必要がある案件等、標準処理期間の設定が困難であるものを除く。